

# ○地域建設業経営強化融資制度に係る債権の譲渡に関する事務取扱要領

〔平成20年12月15日〕  
土企第1819号

[沿革] 平成23年3月2日土企第2247号、24年2月3日第2202号改正、25年4月1日土総第371号改正、26年3月27日第2403号改正、27年3月24日改正、28年3月31日土技第1743号改正、令和3年3月31日土技第1957号改正

## 1 目的

この要領は、沖縄県（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、以下「受注者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合における、建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）第5条第1項ただし書に基づく、債権譲渡をすることについての事務取扱を定めるものとする。

## 2 債権譲渡関係

### (1) 対象工事

この要領の対象とする工事は500万円以上とする。ただし、以下の工事は除くものとする。

ア 受託工事

イ 発注者が役務的保証を必要とする工事

ウ 債務負担行為、歳出予算の繰越等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、債務負担行為の最終年度に係る工事にあつて、かつ、年度内に終了が見込まれるもの又は前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれるものを除く。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

オ その他受注者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

### (2) 債権譲渡先

債権譲渡先は、沖縄県建設事業協同組合又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適當と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に關す

る指示を含む。)を行う者(以下「債権譲渡先」という。)とする。

(3) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾にあたっての当該出来高の確認は、工事履行報告書(様式1)により行うものとする。

(4) 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡しをうけた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第53条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の金額とする。

(5) 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が受注者の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)のない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることをもって第三者に対抗出来る。

(民法施行法第5条)

(6) 履行保証との関係

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾を得るものとする。

(7) 債権譲渡承諾書交付までの日数等

発注者は、受注者から債権譲渡承諾依頼書(様式2-1)を受領した日から10日(末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第2条に定める取り扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に諾否の決定を行い、受注者に通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、期限までに債権譲渡承諾依頼に対する諾否の決定ができない場合には、発注者はその旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

### 3 申請書類関係

(1) 発注者は、債権譲渡の承諾に当たっては、受注者から下記ア～オの書類を提出させるものとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書(様式2-1) 3通

イ 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書(様式3-1)の写し1通

ウ 工事履行報告書(様式1)

エ 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通

オ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書

(2) 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

ア 債権譲渡の承諾は、事務決裁規程に基づき工事請負代金が1億5,000万円以上は部長、1億5,000万円未満は執行担当課（所）（以下「所管課等」という。）の長の専決とする。

イ 申請書類の受理

申請書類の受理は所管課等で行う。ただし、所管課等が本庁の場合で、出先機関において現場管理をしている場合は、当該出先機関を経由するものとする。

ウ 所管課等は申請書類受理後、速やかに承諾のための手続きを行うものとする。

エ 所管課等は本制度専用の債権譲渡整理簿（様式4）により申請書類の受理状況及び承諾状況を管理すること。

オ 所管課等は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2-2）2通を受注者に交付すること。

(3) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下の通りとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書（様式2-1）

譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

イ 債権譲渡契約証書（様式3-1）の写し

ウ 工事履行報告書（様式1）

工事履行報告書により、工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

エ 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

(ア) 債権譲渡承諾依頼書等の印影と照合すること。

(イ) 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に所管課等に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することが出来るものとする。

(4) 融資実行の報告書の提出

受注者及び債権譲渡先が、発注者の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が開始された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式5）を提出するものとする。

(5) 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は、融資実行報告書（様式5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更すること。

(6) 債権譲渡先からの債権金額の請求

ア 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求にあたっては、以下の書類を提出させるものとする。

(ア) 工事請負代金請求書（様式6）1通

(イ) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2-2）の写し1通

(ウ) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書1通

(エ) 債権譲渡契約証書（様式3-1）の写し1通

イ 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、

工事請負契約書第38条に基づく部分払いを請求することはできないものとする。ただし、複数年度に亘る工事の各年度末の出来高については、受注者は発注者に既済部分の検査の請求をし、債権譲渡先は検査後に発注者に工事請負代金の請求をすること。

(7) 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

ア 工事請負代金請求書（様式6）

請求金額が2-(4)に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

イ 債権譲渡承諾書（様式2-2）の写し

3-(3)-(ア)の規定に留意すること。

ウ 受注者及び事業協同組合等の印鑑証明書

3-(3)-(エ)の規定に留意すること。

(8) 支払の処理手順

支払担当者は上記(6)ア(ア)～(エ)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

4 その他の留意点

(1) 発注者における留意事項

本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定とみなし、また入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意すること。

(2) 本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

5 この事務取扱要領に定めない事項については、必要に応じて発注者が定めるものとする。

**附 則**

この要領は、平成20年12月15日から施行することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

**附 則**

この要領は、平成23年3月7日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成24年2月3日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 ( 月分)		
月 別	予 定 工 程 % ( ) は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
令和 年 月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
月		差 ( )	
令和 年 月			
月			
月			
(記載欄)			

令和 年 月 日

住 所

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

印

(様式2-1)

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

( 発注者 ) 御中

請負者

(譲渡人) 住所

氏名

実印

(譲受人) 住所

氏名

実印

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された令和 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、( 譲受人 )（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第45条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は

—(2) 前払金額 金 円 その金額による

—(3) 中間前払金額

及び部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合は  
その金額による





帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

#### **第6条**（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

#### **第7条**（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

#### **第8条**（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることはできない。

- 2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることはできない。

#### **第9条**（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- 3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

#### **第10条**（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

#### **第11条**（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、令和 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

#### **第12条**（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

#### **第13条**（合意解約の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

#### **第14条**（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

令和 年 月 日

住 所

債権譲渡人（甲）

実印

住 所

債権譲受人（乙）

実印

(様式5)

融 資 実 行 報 告 書

令和 年 月 日

( 発 注 者 ) 御中

(甲) (譲渡人) 住所  
(借入人) 氏名 実印

(乙) (譲受人) 住所  
(貸付人) 氏名 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき令和 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を令和 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工 期 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は  
- (2) 前払金額 金 円 その金額による  
- (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた場合は  
その金額による

[承諾番号]

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名  
〇〇銀行▲▲本支店
- 2 預金の種別、口座番号  
××預金××××××××
- 3 口座名義

